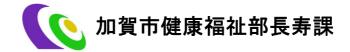
資料1

1.高齢者分科会の役割と介護保険制度の概要について



平成 30 年 6 月 21 日

加賀市健康福祉審議会 高齢者分科会

- ・加賀市健康福祉審議会条例及び加賀市健康福祉審議会規則 に定める。
- ・高齢者、こども、障がい者を含めた地域の健康と福祉に関する 施策を審議する「加賀市健康福祉審議会」を設置。
- ・高齢者に関する施策に関しては、審議会の下に「高齢者分科会」を設置し審議を行う。
- 学識経験者、公益代表、関係団体代表、被保険者代表から20 名以内で構成。
- 特定の事項を調査審議するため専門部会を置くことができる。

加賀市健康福祉審議会条例・規則による

(お達者プラン89・167~170ページ)

健康福祉計画体系図

加賀市総合計画(第2次) •基本構想(市民主役条例)(平成28年度制定) 加賀市健康福祉審議会 福祉こころまちプラン2015 (加賀市地域福祉計画) • 地域福祉計画(社会福祉法)(平成27年度改定) 加賀市子ど 障害のある 健康応援 高齢者お達 も・子育て 人のサポー プラン21 者プラン (第二次) 支援計画 トプラン H30~32年度 H30~32年度 H27~31年度 H25~34年度 こども分科会 健康分科会 障害者分科会 高齢者分科会 • 市町村障害者計画 • 市町村老人福祉計画 • 市町村健康増進計画 ・市町村子ども・子育て支援 (老人福祉法) (健康増進法) 事業計画 • 市町村障害福祉計画 • 市町村介護保険事業計画 • 市町村母子保健計画 (子ども・子育て支援法) • 市町村行動計画 (障害者自立支援法) (介護保険法) (「母子保健計画の策定 (次世代育成支援対策推進 について1) • 加賀市食育推進計画 • 市町村母子保健計画 (食育基本法) (「母子保健計画の策定に ついて」)

諮問及び付議の報告

- 〇平成30年6月1日 健康福祉審議会は高齢者に関する事項について市長の 諮問を受ける
- 〇同日 健康福祉審議会は高齢者分科会に付議する
- ①加賀市健康福祉審議会は、市長の諮問に応じ専門の事項について調査 審議し答申する
- ②専門の事項を調査審議するため分科会を置く
- ③分科会の決議をもって審議会の決議とする
- ④審議会会長は市長の諮問を受けたときは、分科会に付議することができる 加賀市健康福祉審議会条例及び規則より

審議事項

- ①介護保険事業計画の策定に関すること
- ②介護保険事業・高齢者保健福祉事業の実施状況の 評価に関すること
- ③地域包括支援センターの運営に関すること
- ④地域密着型サービス事業者の指定等に関すること
- ⑤地域介護・福祉空間整備計画、地域医療介護総合 確保計画に関すること

審議会での委員の除斥

議案について利害関係を有する審議会、 分科会及び部会の委員は、当該議案の審議 に参与することができない。

加賀市健康福祉審議会規則第6条

今後の高齢者分科会の予定

平成30年度

第1回(平成30年6月21日)

組織会・第6期計画実績と第7期計画 等

第2回(平成30年9月ごろ)

短期集中型サービスCの検討状況 等

第3回(平成30年12月ごろ)

市町村自殺対策計画策定 等

第4回(平成31年2月ごろ)

平成30年度実績見込み 等

平成31(2019)年度(3~4回)

実績と評価・地域包括支援センターの運営状況 等平成32(2020)年度(5~6回)

実績と評価・第8期介護事業計画の策定 等



発 加 地 第 34号 平成30年6月1日

加賀市健康福祉審議会長様

加賀市長 宮 元



加賀市健康福祉審議会条例第2条の規定により、下記の事項について貴審議会からのご意見・ご助言を賜りたく諮問いたします。

記

- 1. 地域福祉に関する事項
- 2. 高齢者に関する事項
- 3. 障がい者に関する事項
- 4. こどもに関する事項
- 5. 健康に関する事項
- 6. 自殺対策計画の策定に関する事項
- 7. その他福祉施策の推進に関する事項





発 加 健 審 第 4 号 平成 3 0 年 6 月 1 日

加賀市健康福祉審議会 高齢者分科会会長 様

加賀市健康福祉審議会 会長 上出 正司

諮問事項の審議について(付議)

平成30年6月1日付けで市長から諮問のあった下記事項について加賀市健康福祉審議会規則第2条に基づき貴分科会へ付議します。

記

- 1 付議事項
 - (1) 高齢者に関する事項
- 2 付議事項の審議方法
 - (1) 前項第 1 号の諮問事項は、貴分科会における決議を健康福祉審議会の決議とする。

介護保険制度の概要 (高齢者お達者プラン)

介護保険制度創設の背景

介護が必要な高齢者の増加







介護する人も高齢化





核家族化





家族だけでは介護が困難

社会全体で支えるしくみの創設

平成12年より介護保険制度が開始 3年を1期として保険者(市町)が計画策定

介護保険制度のサービス体系

介護給付(要介護1~5)

介護予防給付(要支援1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

- 〇介護予防・生活支援サービス
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - 生活支援サービス
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 〇一般介護予防事業

包括的支援事業

- 〇地域包括支援センターの運営
 - (介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護事業、 ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実)
- 〇在宅医療·介護連携推進事業
- 〇認知症総合支援事業
- (認知症初期集中支援事業、認知症地域支援、ケア向上事業等)
- 〇生活支援体制整備事業
- (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 〇介護給付費適正化事業
- 〇家族介護支援事業
- 〇その他の事業

高齢者お達者プランとは

•介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体のものとして策定

介護保険事業計画

①平成30~32年度の間に、加賀市の高齢者には、全国一律のサービスである介護保険サービスが、どれだけ必要か。

高齢者福祉計画

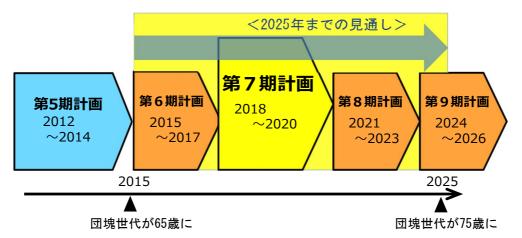
②平成30年度から、加賀市の住民に必要な高齢者に関する事業・施策はどのようなものか。

高齢者お達者プランの目的と期間

第6期計画の基本理念は、第7期計画においても継続して目指すべき内容であるため、基本理念の変更はしない。

基本理念

高齢者が住みなれた地域で支えあいながら、その人らしく 自立したくらしを継続できる社会を実現する。

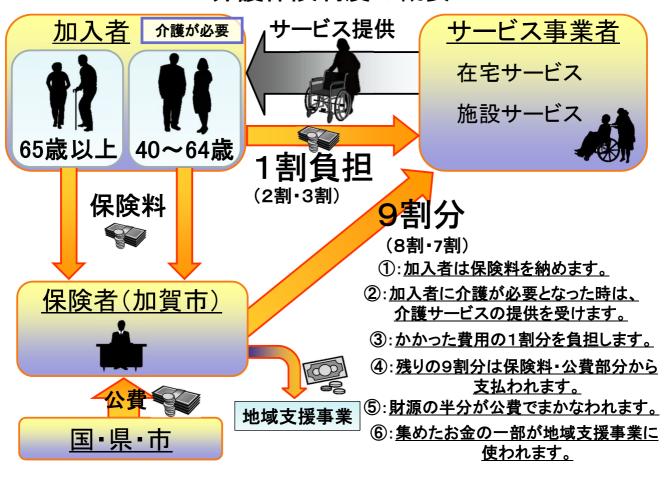


高齢者お達者プラン第1章、第4章より(4~5・48ページ)

高齢者お達者プランの内容について

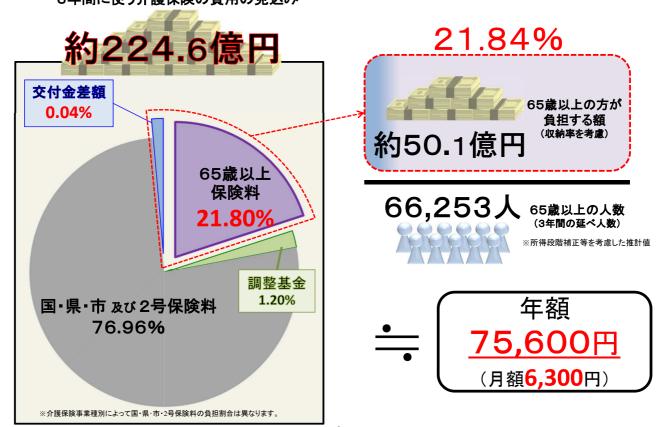
章(タイトル)	主な内容			
第1章 計画策定にあたって	・計画の趣旨 ・法令等の根拠 ・他の計画との関係			
第2章 加賀市現状と将来推計	・高齢者の現状と将来推計 ・介護保険事業の状況 ・高齢者施策の状況・課題			
第3章 地域の状況と日常生活圏域	・日常生活圏域の設定 ・地域の状況			
第4章 基本理念と施策体系	・基本理念と施策体系 ・健康づくりと社会活動の推進 ・自己決定と継続の支援 ・地域包括支援センターの機能強化 ・認知症支援体制 ・サービス基盤整備 ・在宅医療・介護連携の推進 ・住民主体の活動の支援 など			
第5章 介護保険事業の見込みと介護保険料	・要介護認定者数等の推計 ・介護(予防)サービス種類ごとの見込み量 ・地域支援事業の見込み量 ・介護保険事業に係る費用の見込み ・第1号被保険者の介護保険料の算定			
資料	・各種調査結果 ・地区分析 ・計画策定の過程 など			

介護保険制度の概要

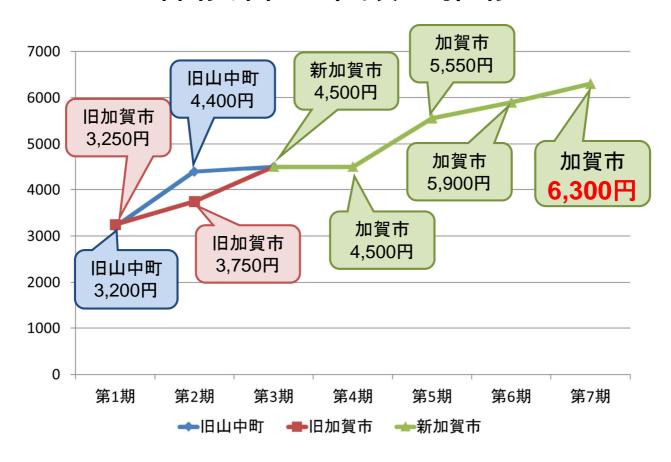


加賀市の第7期介護保険料

3年間に使う介護保険の費用の見込み



保険料基準額の推移



第7期介護保険料基準額の比較 (南加賀·石川中央)

